

令和2年(2020年)3月12日
区民委員会資料
区民部戸籍住民課

(第23号議案)

中野区印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、国の「印鑑登録証明事務処理要領」の一部が改正され、印鑑の登録資格に係る取扱いが変更された。

このため、同要領に準拠している中野区印鑑条例についても、印鑑の登録資格について、一部を改正する。

2 改正内容

現行では、印鑑の登録を受けることができない者として、満15歳未満の者のほか、「成年被後見人」を掲げており、「成年被後見人」については一律に印鑑の登録を受けることができないこととしている。

このことについて、「成年被後見人」に替えて、「意思能力を有しない者」について印鑑の登録を受けることができないこととし、「成年被後見人」について、一定の要件を満たす場合には、印鑑の登録を受けることができることとする。

3 実施時期

公布の日から施行する。

中野区印鑑条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 印鑑の登録 (登録資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、<u>印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p>(1) 満15歳未満の者</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>第4条～第16条 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 印鑑の登録 (登録資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の者</u>については印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 満15歳未満の者</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>第4条～第16条 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>